

「税関手続における手数料を定める省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

税関手続における手数料を定める省令

前文省略

第一項

以下のように手数料を定める。

- (一) 輸入もしくは輸出貨物送り状(バイ・コン・シンカー)について税関クリアリング及び貨物検査一部につき二〇〇バーツ
- (二) 税関局職員による電子データ交換システムへの輸入もしくは輸出貨物送り状のデータ記録一部につき七〇バーツ

第二項

以下の輸出入送り状について第一項に基づく手数料徴収を免除する。

- (一) 公官庁の名における輸出入送り状。
- (二) 仏暦二五三〇年関税タリフ政令第四部にに基づき租税徴収免除の権利を付与された輸出入送り状。
- (三) 国内において租税上の優遇を得た国内事業者間の移動もしくは譲渡物についての輸出入送り状。
- (四) 仏暦二五三〇年関税タリフ政令第四部もしくはその他の法律に基づく租税免除の権利を行使しての保税倉庫、輸出加工区または無税区から搬出された輸入送り状。
- (五) 仏暦二五三〇年関税タリフ政令第四部もしくはその他の法律に基づく租税免除の権利を行使しての移動または譲渡物における、仏暦二五四三年税関法(第一八版)により改定増補された仏暦二四八二年税関法(第九版)の第一九条の二に基づく輸入送り状。
- (六) 国境通過貨物送り状。
- (七) 価格が二万バーツ以下の貨物の特別輸出入送り状。
- (八) 地方税関事務所の管轄下にある税関所の責任区域における価値が五万バーツ以下の輸出貨物送り状。

本省令は官報告示日より五年間施行する。[注 / 官報告示日は二〇〇四年八月一〇日]